

令和4年度保育施設利用調整基準表

新・変・転
月

区分	父の状況		母の状況				
	基本指数	加算指数	基本指数	加算指数			
就労・採用予定	160h以上	26	/	26			
	140~160h未満	24		24			
	120~140h未満	22		22			
	100~120h未満	20		20			
	80~100h未満	18		18			
	64~80h未満	17		17			
	採用予定（生計中心者・保育士等優先利用希望者を除く）	15		15			
	内職	16		16			
求職中・起業準備	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3			
出産予定	/		33	/			
疾病	20	入院（1ヶ月以上）	13	20	入院（1ヶ月以上）	13	
		常時臥床・指定難病	6		常時臥床・指定難病	6	
		上記以外					
障害	身体障害	20	1・2級	13	20	1・2級	13
			3級	10		3級	10
			上記以外	6		上記以外	6
	精神障害	20	1級	13	20	1級	13
			2級	10		2級	10
			3級	6		3級	6
	知的障害	20	①・②・③	13	20	①・②・③	13
			C	10		C	10
	看護	20	常時臥床の親族を看護	10	20	常時臥床の親族を看護	10
通所・通院の付添い 週5日以上			10	通所・通院の付添い 週5日以上		10	
同週4日以上			8	同週4日以上		8	
上記以外			4	上記以外		4	
介護	20	要介護3~5	10	20	要介護3~5	10	
		要介護2	8		要介護2	8	
		要介護1	4		要介護1	4	
週3日以上 介護保険サービス利用あり	18	/		18	/		
災害復旧	50	/		50	/		
就学	就学中	18	職業訓練	4	18	職業訓練	4
	就学予定	11	/			11	/
不存在	別居	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20
	不存在	60	/			60	/
計	/		計	/		/	

児童名

調整指数1(保育状況)		区分	指数
記載なし			0
委託	認可保育所、認定こども園（保育所部分）または特定地域型保育事業を利用中		5
	幼稚園に通園中		7
	家庭保育室に委託中（ベビーシッター等含む）		7
	ナースリールームその他の認可外保育施設に委託中		7
	保育施設の一時保育を利用中		7
	事業所内保育施設に委託中		7
	養護施設等に入所中		15
保護者が保育	自宅にて保育		2
	自宅外にて保育		3
	育児休業中・産前産後休暇中		6
保護者以外が保育	認可保育所、認定こども園（保育所部分）または特定地域型保育事業を利用していたが、保護者が下の子の育児休業を取得することに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹		11
	祖父・その他の親族が保育		3
知人が保育		4	
勤務先にて保育		5	
計			

調整指数2(加算状況)		区分	指数
市内の乳幼児保育所・小規模保育施設・定期保育 卒園児			5
転園	転居・勤務地の変更・在園施設の移転		2
	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園		
	市外委託先から市内保育施設への転園		
市外からの転入予定で、現在居住地の認可保育施設在園の新規申込み			
生活保護等受給世帯			5
単身赴任中			4
保護者に、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり（条件あり）			1
保護者が保育士・保育教諭で、市内保育施設または幼稚園に勤務中または採用予定			9
兄弟姉妹	障害児あり		3
	未就学児童あり		
	同一園を第一希望とするもの		
	上記以外		
未就学児童なしで、小4までの就学児童あり			1
兄弟姉妹3人以上家庭（3人目以降人数につき1点）			1/人
父方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
父方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
母方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
母方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
計			

合計指数

状況別優先順位表	順位
不存在	1
災害復旧	2
疾病・障害	3
出産	4
看護・介護	5
就労中	6
育児休業中	7
学生	8
稼働予定	9
求職中	10
在園者	11
管外委託	12
育休延長希望	13

兄弟同時希望時の意向
①同保同時
②同保順次（上）
③同保順次（下）
④別保同時（同）
⑤別保同時（希）
⑥別保順次（同）
⑦別保順次（希）
⑧その他
（ ）

※市内幼稚園に勤務中または採用予定の場合は、預かり保育に従事する予定があることを要件とする。

※利用調整は、26条等通知児童→かつ市内育成支援児童→26条等通知児童→市内育成支援児童→市内一般児童→市外一般児童→市外育成支援児童→育休延長希望児童の各区分の順に行う。

※異なる家庭状況で同合計指数の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。
なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額（住宅借入金等特別控除等の控除前の税額）の低い世帯から選考する。